

別紙2

羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 羽咋市における、まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議の任務は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見等を提言する。

- (1) 羽咋市人口ビジョン及び羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策等の検討及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は委員20名程度を持って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募による委員
- (3) その他、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、選任の日から令和4年3月31日までとする。

4 必要に応じ、会議に助言者を置くことができる。

(会長等)

第4条 会議には会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会議を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

5 会議において配布された資料及び議事要旨は、原則として、公表する。ただし、会長が特に認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

(部会)

第6条 会議には、必要に応じ専門の事項について研究、検討及び検証等を行うため、部会を設置することができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、総務部羽咋市まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。